

令和7年4月1日

関係者各位

財務部契約課  
(担当：工事契約係)

### 前金払の対象範囲の変更について

新潟市契約規則第26条の規定により、随意契約が可能となる金額が引き上げられたことから、前金払の対象金額の引き上げを実施します。

#### 記

- 1 前金払の対象となる案件
  - (1) 予定価格400万円超の建設工事
  - (2) 予定価格200万円超の建設コンサルタント業務
  
- 2 施行期日  
令和7年4月1日以降の指名通知、入札公告案件から実施
  
- 3 経過措置  
施行期日前に指名通知、入札公告を行った、建設工事及び建設コンサルタント業務の前金払については、従前の取扱いとする。